

第3回放置自転車対策検討懇談会 会議記録

1 会議の開催日時及び場所

平成25年11月27日（水）午前10時から午前11時40分まで

旭川市障害者福祉センター おびった 会議室1（旭川市宮前通東4155番地30）

2 出席委員

大矢 二郎，吉地 望，沢口 剛三（深尾弘司代理），山城 明伸，
祖母井 孝範（菅野直行代理），加藤 正順，林 隆俊，宗形 秀樹（廣川泰市代理），
踊場 稔洋，金丸 俊明，水落 良次，山崎 忠男，平 勇人，早勢 宗雄，田澤 清一，
田中 利幸（東光男代理） 計16名

3 事務局

中田土木管理課長，関土木管理課主幹，清水土木管理課主査，佐橋土木管理課主査

4 傍聴者

なし

5 会議概要

(1) 開会

(2) 議事

自転車の放置禁止区域の素案等について

(3) 閉会

○ 議事内容

- ・ 本日の出欠について

- ・ 座長あいさつ

※ 大矢座長あいさつの後，議事

- ・ 5-(2) 自転車の放置禁止区域の素案等について

事務局から資料に基づき次のとおり説明

- ・ 禁止区域，禁止区域の設定範囲に関する懇談会での意見（資料1ページ）
- ・ 意見を踏まえた施策の方向性（資料1ページ）
- ・ 禁止区域を設定することが望ましい要件（資料2ページ）
- ・ 禁止区域設定の素案と要件の検証（資料3～6ページ）
- ・ 自転車の放置の防止に関する条例の骨子案（資料7～8ページ）
- ・ 条例を制定する場合の今後の予定（資料9ページ）
- ・ 質疑

座長：資料の中にある行政コストの増大の具体的内容は何か。

事務局：撤去回数の増，返還に係る人件費や保管所の維持管理経費，事務手続きの増加などにより発生するコスト。

座長：放置自転車対策に係る現状でのコストは年間どれくらいか。

事務局：業務委託により実施している自転車の撤去，整理等について，今年度の委託費は約900万円で，撤去は月1回から2回，年間13回実施している。禁止区域を設定して，例えば週1回

の撤去実施だと、月に4回から5回の撤去となり、その分人手を要し、費用も倍増となる。

委員：禁止区域を設定して週1回撤去をすると、そのことによる抑制効果が働くことも考えられ、撤去回数やこれに係る人工が減っていくこともあることから、必ずしもコストが増大するとは限らないと思う。資料を見ると条例化のスケジュール等も記載されているが、ここでの議論は、条例を制定することが前提なのか確認したい。

事務局：今回、禁止区域の案や条例の骨子案を示すが、禁止区域や条例化の是非、時期等も含めて議論いただきたい。

委員：条例を作るかどうかを決めてその内容を検討するのではなくて、それぞれの意見を出し合い方向性を見出すということによろしいか。

事務局：一定の方向性を見出す議論をしていただきたい。

委員：撤去する自転車のうち防犯登録のなされていないものはどのくらいあるのか。また、防犯登録ステッカーには緑色と黄色の2種類があるが、その割合はどうか。

事務局：盗難等でシールを削り取られたと思われる自転車もあるが、撤去自転車の2割程度は防犯登録のステッカーがない。ステッカーの種類までは把握していないが、緑色が多いように感じている。

座長：ステッカーの色の意味は何か。また、防犯登録を管轄しているのはどこか。

委員：緑色のものは、量販店で購入して防犯登録したもので、こうした自転車は、廉価で販売され、気軽に購入可能なことから、不具合が生じた場合などには路上や遊技場等の駐輪場に放置されやすい。また、廃車にするときの防犯登録抹消手続きを交番でしなければならないなど、利用者にとって手数料がかかることから放置されやすいと個人的には考えている。なお、防犯登録は、北海道の自転車業組合を通じて道警のコンピューターに登録されており、登録日から10年経てばその登録は抹消される。その後も使用する自転車は、再度登録をして使用することが必要になる。

座長：昨今、自転車は、価格が低下し消耗品的な扱いになっている面があるが、以前は高価で本当に大事にしたものだが。

委員：昔は1ヶ月分の給料で買えないほど高価だったが、今では6、7千円から販売されており、こういうことも放置の一因と思う。自転車販売店では、新車中古を問わず必ず防犯登録をしている。

座長：資料を見ていて感じたことだが、今回の取組みの発端は、歩行者専用道路である買物公園の現状が「放置自転車通り」となっている実態にあり、歩行者の通行を阻害し、市中心部の景観上も問題があることから、駐輪場基本計画を平成21年に策定し、買物公園のこうした実情を解消していくということであった。この計画では、駅から4条通までを禁止区域にしようとしたのであるが、今回の案、例えば駅前広場だけを禁止区域にしても買物公園の景観の改善にはほとんど役立たないというのが私の印象である。4条通までが駐輪環境等から困難ならば、せめて2条通くらいまでを禁止区域にすべきと思うが、皆さんの御意見を伺いたい。

委員：駅前など駐輪需要に見合う施設がある区域は禁止区域でも良いと思うが、そうならないところは難しいと思うので、最初は駅前周辺に設定することで、この地域の自転車利用者の間で徐々に趣旨が周知されていき、マナーも向上していくのではないかと考えられる。このため、最初から完成形である必要はなく、できるところから始めて完成形に向けて徐々に禁止区域を広げていくということの良いのではないか。また、放置自転車は市内の至る所にあるので、これらの対策も盛り込んでいくと良い。

委員：長期間放置された自転車の撤去には賛成するものであるが、条例化については、「速やかに移動

することのできないものが放置自転車となる」など通勤通学などの長時間駐輪と買物客などの短時間駐輪を一律に規制するものであることから、商業者と買物客から理解を得ることは難しいと考えている。買物客と長時間の駐輪を区別する方法があればと思う。駐輪場ができて路上駐輪が3分の1まで減っている現状を踏まえ、また、コストの問題も視野に入れて考えれば、条例化しないで、これまでの努力を継続し、健全化していくことが最善ではないか。

座長：条例化は難しいのではないかという意見がある一方で、買物公園は旭川の顔として重要な公共空間であることから、路上に自転車が溢れる現状を何とかしたいという意見もある。この両者の兼ね合いが難しいところではあるが、禁止区域をかけなければ現状とほとんど変わらない状況が今後も続くのではないだろうか。各委員の御意見を伺いたい。

委員：買物客の利便性とこの地域の景観をどう調和させるのが課題であり、一つは規制をせずに指導を行い、徐々に放置自転車をなくしていくこと、もう一つは地域全体を規制するのは駐輪環境などから難しいので、条件の整ったところから、例えば試行的に駅前周辺を規制して、その内容等を他の区域で周知するなどして効果を波及させることができれば、買物公園も将来的には規制をしなくても改善され、買物客の利便性の確保もできるのではないか。規制はできるところから、条件の整ったところからすべきと考える。

委員：禁止区域の設定については、駅前広場周辺から行い、同時に規制区域や指導区域を買物公園の全域に設定して駐輪環境を整えながら放置自転車を減らしていくよう誘導していくのが良いと感じている。禁止区域では短い期間で自転車の撤去を行い、そのことが自転車利用者に周知されれば、徐々に状況が改善していくのではないかとされる。こうした状況を見ながら、禁止区域や指導区域を広げたり狭めたりする検討を次のステップとして行い、状況に応じた区域設定をして放置自転車を減らして行きたいと考えている。

委員：禁止区域の設定については、地域の同意を得ながら段階的に進めるべきと考える。市の他の部局では、自転車が走る場所などの環境整備を行う自転車ネットワーク計画をこれから策定していく予定と聞いており、こうした計画との整合も図って区域を設定する必要があると思う。

委員：事務局案の指導区域について、現状でも歩行者専用道路の買物公園では自転車の駐車、走行とも法律ではいけないことになっており、警察官も啓発や指導、警告などしており、あえて条例化する必要はないと思う。駅前広場だけが禁止区域ということであれば、買物公園の自転車の状況は、現在とほとんど変わらないと思われるので、関係者の意見を聞いてしっかりとやった方が良く考える。

委員：市民や商店街の方々にも十分利用していただけるような駐輪施設の整備をすることで条例や啓発などのあり方も変わってくるのではないか。例えば、買物公園の地下を利用することも視野に入れてはどうか。

委員：今、中心市街地の活性化のために人を集めようとしているときに、そこへの移動手段のひとつである自転車を条例で厳しく規制するのはどうかと思う。自転車の置き場所は道徳的な問題であり、段階的に指導や規制を行っても守られない状況であれば、厳しくすることもやむを得ないが、今あまり厳しくするのは好ましくないと考える。

委員：駅前広場とその周辺については、現状でも自転車が皆無であり、いまさら禁止区域をかける必要性はないのではないか。1, 100台分の駐輪場ができて、旭川駅から1条通間は、駐輪需要に応じた施設が整備されているというが、宮下1条間は整理員がいても、たくさん駐輪されている状

態で、駐輪需要を満たしたものとなっていない。こうした中で禁止区域を1条まで広げると、1条以北に自転車が溢れることとなり、この対策がなされない状態で条例化することはあってはならないことだと思う。買物公園にある放置自転車のはほとんどは、どこかで盗難にあって乗り捨てられたものではないかと考えている。警察や整理員が整理や撤去をして、注意などの啓蒙活動が続けることと、駐輪禁止であることの周知徹底を行った上で条例化して区域設定をしなければ、禁止区域以外のところは自転車だらけになってしまうのではないかと。

座長：では条例は必要ないということか。

委員：早急にということではなく、駐輪できる場所の整備など事前の準備をした上で条例化をと考えている。駅前から1条までの間に整理員が張り付いていても自転車がたくさんある中で、同じように各所に整理員を配置して、巡回撤去が本当にできるのか。マナーの周知徹底を行っていき、駐輪する場所があれば、住民や通勤通学者はきちんと駐輪場などに置くと思う。条例の施行までにやるべきことが多くあるのではないかと。

委員：買物公園の地下に自転車を入れる場所があればこの問題は解消すると思う。駐輪場基本計画を策定するための協議会で市に聞いたときには、整備をする予算が無いからできないとの回答であったが、これからも実現に向け考えて欲しいと思う。東京の築地では、路上駐輪自転車に駐輪場の位置を記載した警告書を付けることを住民、行政が徹底して行っており、放置自転車はほとんどない。放置自転車を無くすことを徹底して行うことが重要である。禁止区域は4条まで設定して欲しいと思う。

委員：買物公園に自転車の乗り入れをしなくなれば、放置自転車も減少すると思われるので、現状のルールを徹底していけば条例化までは必要ないと思う。各学校と連携を図って乗り入れ禁止を徹底していくことが必要だと考える。

委員：市中心部、平和通買物公園の人通りが非常に少なくなっている状態で、厳しい規制をかけると、近郊などから自転車で訪れにくくなり、買物は郊外のスーパーで済ませてしまうなど平和通の商店街に人が寄ってこなくなり、ますます中心部の人通りが少なくなると思われる。厳しい規制をかければではないが、何日も駐輪している放置自転車は撤去すべきであるし、買物等の駐輪は長時間駐めることがなく放置されているものとは違う点を見ると、その場所の状況に応じて禁止区域、規制区域、指導区域を設定する案がいいと思う。合わせて通勤通学には駐輪場を使ってもらうための周知等を徹底することで、放置自転車は減少すると考える。

委員：条例骨子案では、禁止区域、規制区域、指導区域の3つの区域を定めており、買物公園の8条通までをこの3つの区域に指定する案であれば、指導区域ではあるが買物公園の全域を区域設定することができ、買物公園の放置自転車を解消しようとする趣旨に合致するもので、意義があると思う。実際の区域指定は、その場の状況によって、規制区域と指導区域を設定し、禁止区域という概念は残すが設定はしない、駅前から1条までを禁止区域にし、この区域に禁止区域が厳しいのであれば規制区域にして、ということも可能であり、逆に4条通までを禁止区域ではなく規制区域にして、今までよりも若干規制を強めるなど、いろいろと議論を深めた上でないと区域指定は難しいと思うが、仮に条例を作ってしまうということであればこういう形もあると考える。

委員：基本計画の中で禁止区域は旭川駅から4条通までの範囲で設定するということがあった。ただし、駐輪環境がしっかりと整っていることや、特に地域の合意が得られていることなどが揃ったときに設定するということがあったと思うので、こうした状況がしっかりと揃った中で徐々に当初計画したものに

広げていければと考える。旭川の中心部の活性化を考えた場合には、適正な駐輪をさせていきながら自転車利用の促進を図っていくことが必要であり、難しい課題だ。

副座長：平成 21 年に策定された駐輪場基本計画の中で禁止区域を設定するということになっているが、その計画策定時と現在とでは状況が異なり、駐輪場ができたことで不法駐輪が減っている現実を踏まえて禁止区域に関する議論をしていく必要があるのではないかな。

それから、駅前にイオンが出店することによって買物客の動線が変わってしまう可能性があり、禁止区域を 1 条通までとした場合、自転車でイオンに行き、禁止区域には立ち寄らずに、ワンストップで帰路につく、買物公園を利用しない状態になることも予想される。商店街への影響が非常に大きいと思うので、イオンを前提とした人の流れを検討してから禁止区域の設定をすべきであり、少し時間をかけて考える必要がある。

また、コストの問題も重要であり、さきほど意見のあった安い自転車は投棄されやすいということが今後も変わらなければ、次から次へと捨てられることになり、撤去費用が増大することも考えられる。

大きな話になって恐縮だが、買物公園のランドデザインをどう考えるかということ旭川市全体と議論していかなければ、どこに禁止区域を設定するのが明確にならないのではないかな。そうしなければ旭川市の商店街や中心市街地の活性化に関する施策の統合性、首尾一貫性が崩れてしまうおそれもあることから、こうしたことの議論を重ねる必要があると思う。

座長：意見を聞いた中では、あまり拙速に条例化すべきではないという発言が多かったように思う。昭和 47 年に買物公園ができたときの「人間中心、歩行者中心のまち」にしようという理念は、今も旭川のまちづくりの根幹をなす重要なものであるが、この理念と現状との間にギャップがある。買物公園の商業活動も疲弊が目立つ中で、まちの中心をもう少し賑やかな空間にしよう、人間中心の「まちなか」を作っていこうという意味で、拙速に条例化して規制することはしない方がいいという意見が多かったものと思う。今後は、パブリックコメントにより市民の意見を聴取して、最終的にこの問題の解決の方向性について、皆さんの御意見も踏まえた上で事務局が一定の案の提示をして、今回の懇談会においてまとめることになる。

こうした議論では「総論賛成、各論反対」というふうになりがちで悩ましいが、二つの相反する要請をどう馴染ませるか、バランスを取るかということになるだろう。思い切ってどこまでやるか、今後どこかで判断しなくてはいけないことであり、今日の皆さんの御意見等も踏まえて、懇談会としての最終的な結論を出したいと思う。次回は、パブリックコメントの出たあと、3 月末頃に開催する予定。年度末の忙しい時期だが、議論いただきたいと思う。

(閉会)